

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第70号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市西京極総合運動公園の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市西京極総合運動公園条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

(1) 利用料金（超過利用料金を除く。）

ア 陸上競技場兼球技場

区 分			利 用 料 金							
			改 正 前				改 正 後			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
全面 利用	日曜日 等	午前7時から正 午まで	円 90,510	円 105,940	円 268,450	円 337,370	円 <u>92,190</u>	円 <u>107,900</u>	円 <u>273,420</u>	円 <u>343,610</u>
		午前8時から正 午まで	69,940	82,280	207,770	261,250	<u>71,230</u>	<u>83,800</u>	<u>211,610</u>	<u>266,090</u>
		午前9時から正 午まで	49,370	58,620	147,080	185,140	<u>50,280</u>	<u>59,710</u>	<u>149,800</u>	<u>188,570</u>
		午後1時から午後 5時まで	65,820	78,170	196,450	246,850	<u>67,040</u>	<u>79,610</u>	<u>200,090</u>	<u>251,420</u>
		午後5時30分から 午後9時まで	65,820	78,170	196,450	246,850	<u>67,040</u>	<u>79,610</u>	<u>200,090</u>	<u>251,420</u>
		午前7時から午後 9時まで	222,150	262,280	661,350	831,070	<u>226,270</u>	<u>267,120</u>	<u>673,600</u>	<u>846,450</u>
		午前8時から午後 9時まで	201,580	238,620	600,670	754,950	<u>205,310</u>	<u>243,020</u>	<u>611,790</u>	<u>768,930</u>
		午前9時から午後 9時まで	181,010	214,960	539,980	678,840	<u>184,360</u>	<u>218,930</u>	<u>549,980</u>	<u>691,410</u>
	その他 の日	午前7時から正 午まで	67,880	80,220	203,650	253,020	<u>69,140</u>	<u>81,710</u>	<u>207,420</u>	<u>257,710</u>
		午前8時から正 午まで	52,450	62,740	158,400	197,480	<u>53,420</u>	<u>63,900</u>	<u>161,330</u>	<u>201,140</u>
		午前9時から正 午まで	37,020	45,250	113,140	141,940	<u>37,710</u>	<u>46,090</u>	<u>115,230</u>	<u>144,570</u>
		午後1時から午後 5時まで	50,400	60,680	151,200	189,250	<u>51,330</u>	<u>61,800</u>	<u>154,000</u>	<u>192,760</u>
		午後5時30分から 午後9時まで	50,400	60,680	151,200	189,250	<u>51,330</u>	<u>61,800</u>	<u>154,000</u>	<u>192,760</u>
		午前7時から午後 9時まで	168,680	201,580	506,050	631,520	<u>171,800</u>	<u>205,310</u>	<u>515,420</u>	<u>643,230</u>
		午前8時から午後 9時まで	153,250	184,100	460,800	575,980	<u>156,080</u>	<u>187,500</u>	<u>469,330</u>	<u>586,660</u>
午前9時から午後 9時まで	137,820	166,610	415,540	520,440	<u>140,370</u>	<u>169,690</u>	<u>423,230</u>	<u>530,090</u>		
部分利用（1人1回につき）			300				310			

イ 補助競技場

区 分			利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
全面 利用	日 曜 日 等	午前7時から正午まで	円 30,030	円 <u>30,590</u>
		午前8時から正午まで	23,240	<u>23,670</u>
		午前9時から正午まで	16,450	<u>16,760</u>
		午後1時から午後5時まで	21,600	<u>22,000</u>
		午前7時から午後5時まで	51,630	<u>52,590</u>
		午前8時から午後5時まで	44,840	<u>45,670</u>
		午前9時から午後5時まで	38,050	<u>38,760</u>
		1時間単位の利用	5,450	<u>5,550</u>
	そ の 日	午前7時から正午まで	22,830	<u>23,250</u>
		午前8時から正午まで	17,580	<u>17,910</u>
		午前9時から正午まで	12,340	<u>12,570</u>
		午後1時から午後5時まで	16,450	<u>16,760</u>
		午前7時から午後5時まで	39,280	<u>40,010</u>
		午前8時から午後5時まで	34,030	<u>34,670</u>
		午前9時から午後5時まで	28,790	<u>29,330</u>
1時間単位の利用		4,110	<u>4,190</u>	
部分利用 (1人1回につき)			300	<u>310</u>

ウ 野球場

区 分		利 用 料 金							
		改 正 前				改 正 後			
		アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
日曜日等	午前7時から正午まで	円 57,600	円 78,170	円 172,800	円 233,480	円 <u>58,660</u>	円 <u>79,610</u>	円 <u>176,000</u>	円 <u>237,800</u>
	午前8時から正午まで	44,220	60,680	133,710	182,050	<u>45,040</u>	<u>61,800</u>	<u>136,190</u>	<u>185,420</u>
	午前9時から正午まで	30,850	43,200	94,620	130,620	<u>31,420</u>	<u>44,000</u>	<u>96,380</u>	<u>133,040</u>
	午後1時から午後5時まで	42,170	57,600	126,510	173,820	<u>42,950</u>	<u>58,660</u>	<u>128,850</u>	<u>177,040</u>
	午後5時30分から午後9時まで	42,170	57,600	126,510	173,820	<u>42,950</u>	<u>58,660</u>	<u>128,850</u>	<u>177,040</u>
	午前7時から午後9時まで	141,940	193,370	425,820	581,120	<u>144,560</u>	<u>196,930</u>	<u>433,700</u>	<u>591,880</u>
	午前8時から午後9時まで	128,560	175,880	386,730	529,690	<u>130,940</u>	<u>179,120</u>	<u>393,890</u>	<u>539,500</u>
	午前9時から午後9時まで	115,190	158,400	347,640	478,260	<u>117,320</u>	<u>161,320</u>	<u>354,080</u>	<u>487,120</u>
	2時間につき	19,950	—	—	—	<u>20,320</u>	—	—	—
その他の日	午前7時から正午まで	42,170	59,650	126,510	180,000	<u>42,950</u>	<u>60,760</u>	<u>128,850</u>	<u>183,330</u>

午前8時から正午まで	32,910	46,280	98,740	139,880	<u>33,520</u>	<u>47,140</u>	<u>100,570</u>	<u>142,470</u>
午前9時から正午まで	23,650	32,910	70,970	99,770	<u>24,090</u>	<u>33,520</u>	<u>72,280</u>	<u>101,610</u>
午後1時から午後5時まで	30,850	43,200	94,620	130,620	<u>31,420</u>	<u>44,000</u>	<u>96,380</u>	<u>133,040</u>
午後5時30分から午後9時まで	30,850	43,200	94,620	130,620	<u>31,420</u>	<u>44,000</u>	<u>96,380</u>	<u>133,040</u>
午前7時から午後9時まで	103,870	146,050	315,750	441,240	<u>105,790</u>	<u>148,760</u>	<u>321,610</u>	<u>449,410</u>
午前8時から午後9時まで	94,610	132,680	287,980	401,120	<u>96,360</u>	<u>135,140</u>	<u>293,330</u>	<u>408,550</u>
午前9時から午後9時まで	85,350	119,310	260,210	361,010	<u>86,930</u>	<u>121,520</u>	<u>265,040</u>	<u>367,690</u>
2時間につき	14,910	—	—	—	<u>15,190</u>	—	—	—
室内野球練習場 (1 箇所 1 時間につき)				1,540				<u>1,570</u>

エ プール兼アイススケートリンク (プールとして供用する場合)

区 分				利 用 料 金							
				改 正 前				改 正 後			
				アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
全面利用	メインプール	日曜日	午前9時から正午まで	円 60,170	円 108,300	円 180,510	円 324,920	円 <u>61,280</u>	円 <u>110,310</u>	円 <u>183,850</u>	円 <u>330,940</u>
			午後1時から午後5時まで	80,220	144,410	240,680	433,230	<u>81,710</u>	<u>147,080</u>	<u>245,140</u>	<u>441,250</u>
			午後5時30分から午後9時まで	60,170	108,300	180,510	324,920	<u>61,280</u>	<u>110,310</u>	<u>183,850</u>	<u>330,940</u>
			午前9時から午後9時まで	200,560	361,010	601,700	1,083,070	<u>204,270</u>	<u>367,700</u>	<u>612,840</u>	<u>1,103,130</u>
	その他の日	午前9時から正午まで	46,280	83,310	138,850	249,940	<u>47,140</u>	<u>84,850</u>	<u>141,420</u>	<u>254,570</u>	
		午後1時から午後5時まで	61,710	111,080	185,140	333,250	<u>62,850</u>	<u>113,140</u>	<u>188,570</u>	<u>339,420</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	46,280	83,310	138,850	249,940	<u>47,140</u>	<u>84,850</u>	<u>141,420</u>	<u>254,570</u>	
		午前9時から午後9時まで	154,270	277,700	462,840	833,130	<u>157,130</u>	<u>282,840</u>	<u>471,410</u>	<u>848,560</u>	
	飛込みプール	日曜日	午前9時から正午まで	24,060	43,400	72,200	130,010	<u>24,510</u>	<u>44,200</u>	<u>73,540</u>	<u>132,410</u>
			午後1時から午後5時まで	32,090	57,800	96,270	173,310	<u>32,680</u>	<u>58,870</u>	<u>98,050</u>	<u>176,520</u>
			午後5時30分から午後9時まで	24,060	43,400	72,200	130,010	<u>24,510</u>	<u>44,200</u>	<u>73,540</u>	<u>132,410</u>
			午前9時から午後9時まで	80,210	144,600	240,670	433,330	<u>81,700</u>	<u>147,270</u>	<u>245,130</u>	<u>441,340</u>
		その他の日	午前9時から正午まで	18,510	33,320	55,540	99,970	<u>18,850</u>	<u>33,940</u>	<u>56,570</u>	<u>101,820</u>
			午後1時から午後5時まで	24,680	44,430	74,050	133,300	<u>25,140</u>	<u>45,250</u>	<u>75,420</u>	<u>135,770</u>
			午後5時30分から午後9時まで	18,510	33,320	55,540	99,970	<u>18,850</u>	<u>33,940</u>	<u>56,570</u>	<u>101,820</u>
			午前9時から午後9時まで	61,700	111,070	185,130	333,240	<u>62,840</u>	<u>113,130</u>	<u>188,560</u>	<u>339,410</u>

		時まで								
サブプール	日曜日等	午前9時から正午まで	48,130	86,700	144,410	260,020	<u>49,020</u>	<u>88,310</u>	<u>147,080</u>	<u>264,830</u>
		午後1時から午後5時まで	64,180	115,610	192,540	346,620	<u>65,370</u>	<u>117,750</u>	<u>196,110</u>	<u>353,040</u>
		午後5時30分から午後9時まで	48,130	86,700	144,410	260,020	<u>49,020</u>	<u>88,310</u>	<u>147,080</u>	<u>264,830</u>
		午前9時から午後9時まで	160,440	289,010	481,360	866,660	<u>163,410</u>	<u>294,370</u>	<u>490,270</u>	<u>882,700</u>
	その他の日	午前9時から正午まで	37,020	66,650	111,080	199,950	<u>37,710</u>	<u>67,880</u>	<u>113,140</u>	<u>203,650</u>
		午後1時から午後5時まで	49,370	88,860	148,110	266,600	<u>50,280</u>	<u>90,510</u>	<u>150,850</u>	<u>271,540</u>
		午後5時30分から午後9時まで	37,020	66,650	111,080	199,950	<u>37,710</u>	<u>67,880</u>	<u>113,140</u>	<u>203,650</u>
		午前9時から午後9時まで	123,410	222,160	370,270	666,500	<u>125,700</u>	<u>226,270</u>	<u>377,130</u>	<u>678,840</u>
部分利用 (1人1回につき)	個人	一般				820				<u>830</u>
		小学校の児童及び中学校の生徒				410				410
	団体	一般				720				<u>730</u>
		小学校の児童及び中学校の生徒				360				360
コース専用利用	メインプール及びサブプール(1時間につき)	日曜日等				2,050				<u>2,090</u>
		その他の日				1,540				<u>1,570</u>

オ プール兼アイススケートリンク (アイススケートリンクとして供用する場合)

区 分			利 用 料 金								
			改 正 前				改 正 後				
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他		
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	
全面利用	メインリンク	日曜日等	午前9時から正午まで	円 76,210	円 137,210	円 228,650	円 411,630	円 <u>77,620</u>	円 <u>139,750</u>	円 <u>232,880</u>	円 <u>419,250</u>
			午後1時から午後5時まで	101,620	182,980	304,860	548,840	<u>103,500</u>	<u>186,370</u>	<u>310,510</u>	<u>559,000</u>
			午後5時30分から午後9時まで	76,210	137,210	228,650	411,630	<u>77,620</u>	<u>139,750</u>	<u>232,880</u>	<u>419,250</u>
			午前9時から午後9時まで	254,040	457,400	762,160	1,372,100	<u>258,740</u>	<u>465,870</u>	<u>776,270</u>	<u>1,397,500</u>
	その他の日	午前9時から正午まで	58,620	105,530	175,880	316,590	<u>59,710</u>	<u>107,480</u>	<u>179,140</u>	<u>322,450</u>	
		午後1時から午後5時まで	78,170	140,700	234,510	422,120	<u>79,610</u>	<u>143,310</u>	<u>238,850</u>	<u>429,940</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	58,620	105,530	175,880	316,590	<u>59,710</u>	<u>107,480</u>	<u>179,140</u>	<u>322,450</u>	
		午前9時から午後9時まで	195,410	351,760	586,270	1,055,300	<u>199,030</u>	<u>358,270</u>	<u>597,130</u>	<u>1,074,840</u>	
サブリンク	日曜日等	午前9時から正午まで	24,060	43,400	72,200	130,010	<u>24,510</u>	<u>44,200</u>	<u>73,540</u>	<u>132,410</u>	
		午後1時から午後5時まで	32,090	57,800	96,270	173,310	<u>32,680</u>	<u>58,870</u>	<u>98,050</u>	<u>176,520</u>	

	ク		午後5時30分から午後9時まで	24,060	43,400	72,200	130,010	<u>24,510</u>	<u>44,200</u>	<u>73,540</u>	<u>132,410</u>	
			午前9時から午後9時まで	80,210	144,600	240,670	433,330	<u>81,700</u>	<u>147,270</u>	<u>245,130</u>	<u>441,340</u>	
		その他の日	午前9時から正午まで	18,510	33,320	55,540	99,970	<u>18,850</u>	<u>33,940</u>	<u>56,570</u>	<u>101,820</u>	
			午後1時から午後5時まで	24,680	44,430	74,050	133,300	<u>25,140</u>	<u>45,250</u>	<u>75,420</u>	<u>135,770</u>	
			午後5時30分から午後9時まで	18,510	33,320	55,540	99,970	<u>18,850</u>	<u>33,940</u>	<u>56,570</u>	<u>101,820</u>	
			午前9時から午後9時まで	61,700	111,070	185,130	333,240	<u>62,840</u>	<u>113,130</u>	<u>188,560</u>	<u>339,410</u>	
部分利用 (1人1回につき)	個人	一般					1,640				<u>1,670</u>	
		小学校の児童及び中学校の生徒						820				<u>830</u>
	団体	一般						1,440				<u>1,460</u>
		小学校の児童及び中学校の生徒						720				<u>730</u>

カ アーチェリー場

区 分			利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
全面 利用	日曜日 等	午前9時から正午まで	円 5,240	円 <u>5,340</u>
		午後1時から午後5時まで	6,990	<u>7,120</u>
		午後5時30分から午後9時まで	5,240	<u>5,340</u>
		午前9時から午後9時まで	17,470	<u>17,800</u>
	その他 の日	午前9時から正午まで	4,010	<u>4,080</u>
		午後1時から午後5時まで	5,340	<u>5,440</u>
		午後5時30分から午後9時まで	4,010	<u>4,080</u>
		午前9時から午後9時まで	13,360	<u>13,600</u>
部分利用 (1人1 回につき)	一般	510	<u>520</u>	
	小学校の児童及び中学校の生徒	250	<u>260</u>	

キ フィットネスルーム

区 分			利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
全面 利用	トレ ー ニ ン グ ル ー ム	日曜日等	円 14,910	円 <u>15,190</u>
		午前9時から正午まで		
		午後1時から午後5時まで	19,850	<u>20,210</u>
		午後5時30分から午後9時まで	14,910	<u>15,190</u>
		午前9時から午後9時まで	49,670	<u>50,590</u>

	その 他の 日	午前9時から正午まで	11,410	<u>11,620</u>	
		午後1時から午後5時まで	15,220	<u>15,500</u>	
		午後5時30分から午後9時まで	11,410	<u>11,620</u>	
		午前9時から午後9時まで	38,040	<u>38,740</u>	
	運動 フロ ア	日曜 日等	午前9時から正午まで	14,910	<u>15,190</u>
			午後1時から午後5時まで	19,850	<u>20,210</u>
			午後5時30分から午後9時まで	14,910	<u>15,190</u>
			午前9時から午後9時まで	49,670	<u>50,590</u>
	その 他の 日		午前9時から正午まで	11,410	<u>11,620</u>
			午後1時から午後5時まで	15,220	<u>15,500</u>
			午後5時30分から午後9時まで	11,410	<u>11,620</u>
			午前9時から午後9時まで	38,040	<u>38,740</u>
部分利用(1人1回 につき)	トレーニングルームのみの利用		510	<u>520</u>	
	トレーニングルームとプールの併 用利用		250	<u>260</u>	

ク 駐車場

区 分	利 用 料 金	
	改 正 前	改 正 後
1時間までごと	円 300	円 <u>310</u>

(2) 超過利用料金(1時間につき)

区 分				利 用 料 金			
				改 正 前		改 正 後	
				正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで	正午から午後5時 まで	午後5時から午後 10時まで
陸上競技場兼球技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	円 20,570	円 20,570	円 <u>20,950</u>	円 <u>20,950</u>
			その他の日	15,420	15,420	<u>15,710</u>	<u>15,710</u>
		入場料を徴収する場合	日曜日等	23,650	23,650	<u>24,090</u>	<u>24,090</u>
			その他の日	17,480	17,480	<u>17,800</u>	<u>17,800</u>
	その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	60,680	60,680	<u>61,800</u>	<u>61,800</u>
			その他の日	45,250	45,250	<u>46,090</u>	<u>46,090</u>
		入場料を徴収する場合	日曜日等	76,110	76,110	<u>77,520</u>	<u>77,520</u>
			その他の日	55,540	55,540	<u>56,570</u>	<u>56,570</u>
補助競技場(全面利用)			日曜日等	6,780	—	<u>6,910</u>	—
			その他の日	5,240	—	<u>5,340</u>	—
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	13,370	13,370	<u>13,610</u>	<u>13,610</u>

			その他の日	9,250	9,250	<u>9,420</u>	<u>9,420</u>	
		入場料を徴収する場合	日曜日等	17,480	17,480	<u>17,800</u>	<u>17,800</u>	
			その他の日	13,370	13,370	<u>13,610</u>	<u>13,610</u>	
	その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	39,080	39,080	<u>39,800</u>	<u>39,800</u>	
			その他の日	27,770	27,770	<u>28,280</u>	<u>28,280</u>	
		入場料を徴収する場合	日曜日等	51,420	51,420	<u>52,380</u>	<u>52,380</u>	
			その他の日	40,110	40,110	<u>40,850</u>	<u>40,850</u>	
プール (全面利用)	メインプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	24,060	24,060	<u>24,510</u>	<u>24,510</u>
				その他の日	18,510	18,510	<u>18,850</u>	<u>18,850</u>
			入場料を徴収する場合	日曜日等	43,400	43,400	<u>44,200</u>	<u>44,200</u>
			その他の日	33,320	33,320	<u>33,940</u>	<u>33,940</u>	
		その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	72,200	72,200	<u>73,540</u>	<u>73,540</u>
				その他の日	55,540	55,540	<u>56,570</u>	<u>56,570</u>
	入場料を徴収する場合		日曜日等	130,010	130,010	<u>132,410</u>	<u>132,410</u>	
				その他の日	99,970	99,970	<u>101,820</u>	<u>101,820</u>
	飛び込みプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	9,660	9,660	<u>9,840</u>	<u>9,840</u>
				その他の日	7,400	7,400	<u>7,540</u>	<u>7,540</u>
			入場料を徴収する場合	日曜日等	17,380	17,380	<u>17,700</u>	<u>17,700</u>
			その他の日	13,370	13,370	<u>13,610</u>	<u>13,610</u>	
		その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	28,900	28,900	<u>29,430</u>	<u>29,430</u>
				その他の日	22,210	22,210	<u>22,620</u>	<u>22,620</u>
	入場料を徴収する場合		日曜日等	52,040	52,040	<u>53,000</u>	<u>53,000</u>	
				その他の日	40,010	40,010	<u>40,750</u>	<u>40,750</u>
	サブプール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	19,330	19,330	<u>19,690</u>	<u>19,690</u>
				その他の日	14,810	14,810	<u>15,080</u>	<u>15,080</u>
入場料を徴収する場合			日曜日等	34,760	34,760	<u>35,400</u>	<u>35,400</u>	
		その他の日	26,740	26,740	<u>27,230</u>	<u>27,230</u>		
その他		入場料を徴収しない場合	日曜日等	57,800	57,800	<u>58,870</u>	<u>58,870</u>	
			その他の日	44,430	44,430	<u>45,250</u>	<u>45,250</u>	
	入場料を徴収する場合	日曜日等	104,090	104,090	<u>106,010</u>	<u>106,010</u>		
			その他の日	80,020	80,020	<u>81,500</u>	<u>81,500</u>	
アイススケートリンク (全面利用)	メインリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	30,540	30,540	<u>31,110</u>	<u>31,110</u>
				その他の日	23,450	23,450	<u>23,880</u>	<u>23,880</u>
			入場料を徴収する場合	日曜日等	55,020	55,020	<u>56,040</u>	<u>56,040</u>
			その他の日	42,270	42,270	<u>43,050</u>	<u>43,050</u>	
		その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	91,540	91,540	<u>93,230</u>	<u>93,230</u>
				その他の日	70,350	70,350	<u>71,650</u>	<u>71,650</u>
	入場料を徴収する場合		日曜日等	164,770	164,770	<u>167,820</u>	<u>167,820</u>	
				その他の日	126,720	126,720	<u>129,060</u>	<u>129,060</u>

サブリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	日曜日等	9,660	9,660	<u>9,840</u>	<u>9,840</u>
			その他の日	7,400	7,400	<u>7,540</u>	<u>7,540</u>
		入場料を徴収する場合	日曜日等	17,380	17,380	<u>17,700</u>	<u>17,700</u>
			その他の日	13,370	13,370	<u>13,610</u>	<u>13,610</u>
	その他	入場料を徴収しない場合	日曜日等	28,900	28,900	<u>29,430</u>	<u>29,430</u>
			その他の日	22,210	22,210	<u>22,620</u>	<u>22,620</u>
		入場料を徴収する場合	日曜日等	52,040	52,040	<u>53,000</u>	<u>53,000</u>
			その他の日	40,010	40,010	<u>40,750</u>	<u>40,750</u>
アーチェリー場（全面利用）			日曜日等	2,160	2,160	<u>2,200</u>	<u>2,200</u>
			その他の日	1,640	1,640	<u>1,670</u>	<u>1,670</u>
フィットネスルーム （全面利用）	トレーニングルーム	日曜日等	6,060	6,060	<u>6,180</u>	<u>6,180</u>	
		その他の日	4,620	4,620	<u>4,710</u>	<u>4,710</u>	
	運動フロア	日曜日等	6,060	6,060	<u>6,180</u>	<u>6,180</u>	
		その他の日	4,620	4,620	<u>4,710</u>	<u>4,710</u>	

備考1 (2)の表において、「補助競技場の全面利用における利用時間（正午から午後5時まで）」にあつては、3月、4月、9月及び10月は正午から午後6時まで、5月から8月までは正午から午後7時までとする。

2 「入場料」とは、利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

3 「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

(3) 売店設備及び構内地利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金	
			改 正 前	改 正 後
売店設備		1日	円 11,520	円 <u>11,730</u>
構内地	売店、食堂又はこれに類する施設を設置して行う営業	1平方メートルにつき1日	1,020	<u>1,040</u>
	立ち売り又は行商	1人につき1日	2,260	<u>2,300</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第70号

京都市西京極総合運動公園条例の一部を改正する条例

京都市西京極総合運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2陸上競技場兼球技場の項から駐車場（1時間までごと）の項までを次のように改める。

陸上競技場兼球技場	全面利用	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	92,190	A	69,140	67,040	51,330	67,040	51,330	D	226,270	D	171,800
				B	71,230	B	53,420					E	205,310	E	156,080
				C	50,280	C	37,710					F	184,360	F	140,370
		その他	入場料を徴収する場合	A	107,900	A	81,710	79,610	61,800	79,610	61,800	D	267,120	D	205,310
				B	83,800	B	63,900					E	243,020	E	187,500
				C	59,710	C	46,090					F	218,930	F	169,690
	その他	入場料を徴収しない場合	A	273,420	A	207,420	200,090	154,000	200,090	154,000	D	673,600	D	515,420	
			B	211,610	B	161,330					E	611,790	E	469,330	
			C	149,800	C	115,230					F	549,980	F	423,230	
	その他	入場料を徴収する場合	A	343,610	A	257,710	251,420	192,760	251,420	192,760	D	846,450	D	643,230	
			B	266,090	B	201,140					E	768,930	E	586,660	
			C	188,570	C	144,570					F	691,410	F	530,090	
部分利用（1人1回につき）		310													
補助競技場	全面利用	A	30,590	A	23,250	22,000	16,760					D	52,590	D	40,010
		B	23,670	B	17,910							E	45,670	E	34,670
		C	16,760	C	12,570							F	38,760	F	29,330
	部分利用（1人1回につき）		310												
野球場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	A	58,660	A	42,950	42,950	31,420	42,950	31,420	D	144,560	D	105,790	
			B	45,040	B	33,520					E	130,940	E	96,360	
			C	31,420	C	24,090					F	117,320	F	86,930	
	その他	入場料を徴収する場合	A	79,610	A	60,760	58,660	44,000	58,660	44,000	D	196,930	D	148,760	
			B	61,800	B	47,140					E	179,120	E	135,140	
			C	44,000	C	33,520					F	161,320	F	121,520	
			A	176,000	A	128,850					D	433,700	D	321,610	

そ の 他	入場料を徴収しない場合	B	136,190	B	100,570	128,850	96,380	128,850	96,380	E	393,890	E	293,330	
		C	96,380	C	72,280					F	354,080	F	265,040	
	入場料を徴収する場合	A	237,800	A	183,330	177,040	133,040	177,040	133,040	D	591,880	D	449,410	
		B	185,420	B	142,470					E	539,500	E	408,550	
		C	133,040	C	101,610					F	487,120	F	367,690	
室内野球練習場（1箇所1時間につき）						1,570								
アイススケートリンク	全面利用	メインボール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	61,280	47,140	81,710	62,850	61,280	47,140	204,270	157,130		
			アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	110,310	84,850	147,080	113,140	110,310	84,850	367,700	282,840		
			その他	入場料を徴収しない場合	183,850	141,420	245,140	188,570	183,850	141,420	612,840	471,410		
			その他	入場料を徴収する場合	330,940	254,570	441,250	339,420	330,940	254,570	1,103,130	848,560		
			飛び込みボール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	24,510	18,850	32,680	25,140	24,510	18,850	81,700	62,840	
				アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	44,200	33,940	58,870	45,250	44,200	33,940	147,270	113,130	
		その他	入場料を徴収しない場合	73,540	56,570	98,050	75,420	73,540	56,570	245,130	188,560			
			入場料を徴収する場合	132,410	101,820	176,520	135,770	132,410	101,820	441,340	339,410			
		サブボール	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	49,020	37,710	65,370	50,280	49,020	37,710	163,410	125,700		
			アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	88,310	67,880	117,750	90,510	88,310	67,880	294,370	226,270		
			その他	入場料を徴収しない場合	147,080	113,140	196,110	150,850	147,080	113,140	490,270	377,130		
				入場料を徴収する場合	264,830	203,650	353,040	271,540	264,830	203,650	882,700	678,840		
		アイススケートリンク	全面利用	個人	一般	830								
					小学校の児童及び中学校の生徒	410								
				団体	一般	730								
					小学校の児童及び中学校の生徒	360								
		アイススケートリンク	全面利用	メインリンク	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合	77,620	59,710	103,500	79,610	77,620	59,710	258,740	199,030
					アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	139,750	107,480	186,370	143,310	139,750	107,480	465,870	358,270
その他	入場料を徴収しない場合			232,880	179,140	310,510	238,850	232,880	179,140	776,270	597,130			
	入場料を徴収する場合			419,250	322,450	559,000	429,940	419,250	322,450	1,397,500	1,074,840			
サブリンク	アマチュアスポーツ			入場料を徴収しない場合	24,510	18,850	32,680	25,140	24,510	18,850	81,700	62,840		
	アマチュアスポーツ			入場料を徴収する場合	44,200	33,940	58,870	45,250	44,200	33,940	147,270	113,130		

として供用する場合	リンク	その他	入場料を徴収しない場合	73,540	56,570	98,050	75,420	73,540	56,570	245,130	188,560	
			入場料を徴収する場合	132,410	101,820	176,520	135,770	132,410	101,820	441,340	339,410	
	部分利用(1人1回につき)	個人	一般	1,670								
			小学校の児童及び中学校の生徒	830								
	団体	個人	一般	1,460								
			小学校の児童及び中学校の生徒	730								
	アーチエリー	全 面 利 用		5,340	4,080	7,120	5,440	5,340	4,080	17,800	13,600	
		部分利用(1人1回につき)	一般	520								
			小学校の児童及び中学校の生徒	260								
	フィットネスルーム	全 面 利 用	トレーニングルーム	15,190	11,620	20,210	15,500	15,190	11,620	50,590	38,740	
運動フロア			15,190	11,620	20,210	15,500	15,190	11,620	50,590	38,740		
部分利用(1人1回につき)		520										
駐車場(1時間までごと)			310									

別表第2備考12中「2,050円」を「2,090円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、同備考14中「5,450円」を「5,550円」に、「4,110円」を「4,190円」に改め、同備考15中「19,950円」を「20,320円」に、「14,910円」を「15,190円」に改め、同備考16中「250円」を「260円」に改める。

「

円	円	円	円
20,570	15,420	20,570	15,420
23,650	17,480	23,650	17,480
60,680	45,250	60,680	45,250
76,110	55,540	76,110	55,540
6,780	5,240		
13,370	9,250	13,370	9,250
17,480	13,370	17,480	13,370
39,080	27,770	39,080	27,770
51,420	40,110	51,420	40,110
24,060	18,510	24,060	18,510
43,400	33,320	43,400	33,320

別表第3備考以外の部分中

72,200	55,540	72,200	55,540
130,010	99,970	130,010	99,970
9,660	7,400	9,660	7,400
17,380	13,370	17,380	13,370
28,900	22,210	28,900	22,210
52,040	40,010	52,040	40,010
19,330	14,810	19,330	14,810
34,760	26,740	34,760	26,740
57,800	44,430	57,800	44,430
104,090	80,020	104,090	80,020
30,540	23,450	30,540	23,450
55,020	42,270	55,020	42,270
91,540	70,350	91,540	70,350
164,770	126,720	164,770	126,720
9,660	7,400	9,660	7,400
17,380	13,370	17,380	13,370
28,900	22,210	28,900	22,210
52,040	40,010	52,040	40,010
2,160	1,640	2,160	1,640
6,060	4,620	6,060	4,620
6,060	4,620	6,060	4,620

を

「

20,950	15,710	20,950	15,710
24,090	17,800	24,090	17,800
61,800	46,090	61,800	46,090
77,520	56,570	77,520	56,570
6,910	5,340		
13,610	9,420	13,610	9,420
17,800	13,610	17,800	13,610
39,800	28,280	39,800	28,280
52,380	40,850	52,380	40,850
24,510	18,850	24,510	18,850
44,200	33,940	44,200	33,940
73,540	56,570	73,540	56,570
132,410	101,820	132,410	101,820
9,840	7,540	9,840	7,540
17,700	13,610	17,700	13,610
29,430	22,620	29,430	22,620

に改める。

」

53,000	40,750	53,000	40,750
19,690	15,080	19,690	15,080
35,400	27,230	35,400	27,230
58,870	45,250	58,870	45,250
106,010	81,500	106,010	81,500
31,110	23,880	31,110	23,880
56,040	43,050	56,040	43,050
93,230	71,650	93,230	71,650
167,820	129,060	167,820	129,060
9,840	7,540	9,840	7,540
17,700	13,610	17,700	13,610
29,430	22,620	29,430	22,620
53,000	40,750	53,000	40,750
2,200	1,670	2,200	1,670
6,180	4,710	6,180	4,710
6,180	4,710	6,180	4,710

」

別表第4売店設備の項中「11,520」を「11,730」に改め、同表構内地の項中「1,020」を「1,040」に、「2,260」を「2,300」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市西京極総合運動公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市西京極総合運動公園の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)